

県南広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年2月24日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻大曲線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市湯口字蟹沢3番2地先から4番1地先まで	新	A 13.1~11.9 m	m 88.3
	旧	A 13.1~11.9	88.3
		B 13.1~8.0	98.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 平成24年2月24日から同年3月24日まで